

STOP! カスタマーハラスメント



大声・暴言



土下座の強要



物を投げるなどの威圧



長時間の居座り

カスタマーハラスメントの該当例

- ・性的な要求や、職員のプライバシーに関わる要求・法令に違反する事務等の要求
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）・精神的な攻撃（脅迫、侮辱等）・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動・拘束的な言動（不退去、居座り等）

潮来市カスタマーハラスメント対策基本方針 基本的な考え方

潮来市では、市民の皆様から寄せられるご意見やご提案を真摯に受け止め、公平かつ丁寧な対応に努めていますが、一方で職員に対する理不尽な要求や威圧的な言動などの「カスタマーハラスメント」が社会的な問題となっています。

こうした行為は職員の就業環境を害し、市政の健全な運営に支障をきたす恐れがあります。職員を守り、安心して職務に従事できる環境を整えることは、公平で適正なサービスの提供および持続可能な市政運営の基盤となります。

そのため、市ではカスタマーハラスメントに対し、組織として統一的かつ毅然とした姿勢で必要な措置を講じていきます。